

謹 賀 新 年



安全祈願祭ならびに賀詞交歓会



1月7日(火)、新春恒例の安全祈願祭ならびに賀詞交歓会が開催されました。当日はやや肌寒い小雨模様の中ではありますが、溝口神社は多くの参拝客で賑わっておりました。神職によるお清めのお祓いと祝詞に続き、(公社)神奈川労務安全衛生協会川崎北支部長、副支部長、川崎北労働基準監督署長のほか、関係各支部の部長の方々が玉串札拝を致しました。厳粛な雰囲気の中、各事業場ならびに参加者各位の安全をご祈願頂き、滞り

なく終了致しました。

その後、ホテルKSPへ場所を移し、賀詞交歓会が開催されました。(公社)神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の西村支部長、川崎北労働基準監督署の齊藤署長よりご挨拶を頂き、今井副支部長の乾杯で開かれた会は、労働基準行政ならびに関係諸団体との有意義な情報交換の場となりました。中締めは、三ツ石副支部長代行を務められ、安全、安心な事業場作りに向けて取り組んでいく気持ちをひとつにしました。



令和2年 年間標語

健康安全 意識を高め 目指せゼロ災害 金メダル

年 頭 の ご 挨拶

(公社)神奈川労務安全衛生協会川崎北支部

支部長 西村 文成



新年明けましておめでとうございます。令和2年の新春を迎え、会員の皆様方に謹んでお慶びを申し上げます。

旧年中は協会並びに支部主催の活動に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

昨年は、台風19号をはじめ全国で大きな災害がありました。川崎北管内におきましても浸水被害なども多く発生いたしました。関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。その一方、ラグビーワールドカップが日本で開催され、日本チームの活躍は大きな感動を与えてくれました。また、大会運営や観客マナー、地域の方々と各国の選手や観客との温かな交流が世界に爽やかな反響を起こしました。今年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

令和2年の干支である「庚子（かのえね）」は、植物の生長が止まり新たな形へと変化する様子を示した「庚」と十二支の最初の「子」が組み合わさっています。そのため、庚子の年は、過去の成果から引き継ぐべきものを維持しつつ、新たな環境や局面に向けて体制を整えていくと良い年とも言われています。

日本の社会も、働き方改革によって、新たな形へと変貌する気配が感じられます。政府経済見通しでは令和2年度は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を円滑かつ着実に実施するなど、各種政策の効果もあいまって、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれるとされ、この結果、実質GDP成長率1.4%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と見込まれております。

このような中、今年は「第13次労働災害防止計画」（2018～2022年度）の中間の年にもなります。これまでに発生した労働災害の実態をきちんと把握し、経営トップから労働者一人ひとりまで安全に対する意識や危険予知の感受性を高めることが重要であり、労働災害を発生させないという意志のもと、安全水準の向上に努めていくことが重要です。

当支部におきましても、川崎北労働基準監督署をはじめとする関係諸官庁、諸団体と連携し、より効果的に事業計画を推進してまいります。

会員事業場の皆さま全員が安全・安心・健康に働ける一年にするために、ご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

初春



川崎北労働基準監督署

署長 齊藤 裕紀



新年明けましておめでとうございます。令和2年の年頭に当たり、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の会員及び会員企業で働く皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げるとともに、日頃から労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、働き方改革関連法の施行、平成から令和への改元等さまざまな事が新たにスタートした年であったのと共に、九州北部豪雨、台風15号、19号等、自然災害による被害が目立った年でもありました。特に台風19号では当署管内でも高津区、中原区を中心に大きな浸水被害がありました。被災された関係者の方には心よりお見舞い申しあげます。

さて、本年は、私ども労働基準行政の最重点課題である働き方改革にとって、昨年と同様に非常に重要な年です。

昨年4月の働き方改革関連法の施行に伴い、改正労働基準法、改正労働安全衛生法等の関係法令が順次施行となっております。労働基準法の時間外労働の上限規制に関して、大企業については、既に昨年4月から適用されておりますが、いよいよ本年4月から中小企業についても適用開始となります。

また、パートタイム・有期雇用労働法における正規雇用労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の禁止に関しても、大企業については、本年4月から施行となります。

私ども労働基準監督署では、4月1日の中小企業への時間外労働の上限規制の適用開始に向けて、残すところ3か月ですが、引続き、労働時間相談・支援班を中心に、労働時間法制や各種支援策及び企業の取組事例等を懇切丁寧に説明し、中小規模事業場に対する支援を行っていくこととしております。

また、令和6年3月31日までの間、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている建設業、自動車運転者等についても、引続き、関係事業場に対し長時間労働削減に関する自主的な取組を促進するため、必要な支援を行っていく予定です。

もう一つの重点課題である、第13次労働災害防止計画の推進による労働災害の防止についてですが、昨年の労働災害発生状況を見ますと、休業4日以上死傷災害は、前年同期に比べて増加傾向を示しており、「第13次防」の昨年単年での目標の達成は厳しい状況であります。本年は、5か年計画の折返し地点である3年目に当たり、計画推進に向けて、引続き、災害全体の四分の一を占める転倒災害、重篤な結果に繋がる墜落・転落災害等を中心に、労働災害防止の取組みを図っていく予定です。

これらの重点課題を推進するためには、会員事業場の皆様方のご理解とご協力が不可欠です。本年も皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴支部と会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

川崎北労働基準監督署からのお知らせ

働き方改革

36協定届（時間外労働・休日労働に関する協定届）の様式について

改正労働基準法に時間外労働の上限規制が規定されたことから、平成31年4月1日以降を36協定の有効期間の始期とする協定については、新様式による届出が要件となっています。

また、中小事業主については、経過措置（令和2年4月1日から時間外労働の上限規制が適用）がありますが、経過措置の終了により、令和2年4月1日以降を36協定の有効期間の始期とする36協定については、新様式での届出が要件となります。

要件を欠いた36協定届は受け付けることができませんので、ご注意ください。

36協定届新様式	対象
様式9号	原則
様式9号の2	特別条項付き
様式9号の3	新技術・新商品等の研究開発業務（上限規制適用除外業務）
様式9号の4	適用猶予事業・業務（改正法施行5年後に上限規制適用） ・自動車運転の業務・建設事業・医師・鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業
様式9号の5	事業場外労働協定届付記

※36協定届新様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html#h2_free4

また、オンラインで36協定届の作成ができるツールも用意しています。

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

新しい36協定において協定する必要がある事項		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる労働者の範囲		
対象期間（1年間に限る）	1年の起算日	有効期間
対象期間における ☒ 1日 ☒ 1か月 ☒ 1年 について、労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日		
時間外労働＋休日労働の合計が ☒ 月100時間未満 ☒ 2～6か月平均80時間以内 を満たすこと		

新しい36協定において協定する必要がある事項（特別条項付き）	
限度時間を超える場合	臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における 1か月の時間外労働＋休日労働の合計時間数（100時間未満） 1年の時間外労働時間（720時間以内）
	限度時間を超えることができる回数（年6回以内）
	限度時間を超えて労働させることができる場合
	限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
	限度時間を超えて労働させる場合における手続き

年次有給休暇について

年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的として、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされています。しかし、同僚への気兼ねや請求することのためらい等の理由から、取得率が低調な状況になっていたことから、年次有給休暇の取得促進に向けて、平成31年4月1日より、すべての企業において、年10日以上の法定年次有給休暇日数が付与される労働者^{*1}に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については年次有給休暇を確実に取得させることが義務付けられました。^{*2*3}

令和2年4月1日で法改正から1年が経過となりますので、年次有給休暇の年5日以上の実取得に遺漏がないようお取り組みをお願いします。

※1 通常の労働者（管理監督者を含む。）のほか、パートタイム労働者等でも、年10日以上^{※2}の年次有給休暇が付与される労働者は、年次有給休暇の時季指定義務の対象となります。

※2 「労働者自らの請求・取得」、「年次有給休暇の計画的取得制度による取得」、「使用者による時季指定」のいずれかの方法により労働者に年5日以上^{※2}の年次有給休暇を取得させるというもので、これらいずれかの方法により労働者が取得した年次有給休暇の合計が5日に達した時点で、使用者から時季指定する必要はなく、また、することもできないというものです。

なお、時間単位の年次有給休暇の取得分については、「年5日の年次有給休暇の実取得」の対象とはなりません。

※3 使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取しなければならず、また、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

令和元年 労働者死傷病報告受理状況（12月現在）

業種	年	当 年 (令和元年)	前 年 (平成30年)	増減数	増減率
01 製 造 業		25 (0)	38 (1)	-13 -(1)	-34.2%
02 鉱 業		0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
03 建 設 業		67 (1)	54 (0)	13 (1)	24.1%
04 運 輸 交 通 業		61 (1)	55 (1)	6 (0)	10.9%
05 貨 物 取 扱		0 (0)	4 (0)	-4 (0)	-100.0%
06 農 林 業		5 (0)	8 (0)	-3 (0)	-37.5%
07 畜 産・水 産 業		0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
08 商 業		86 (0)	80 (0)	6 (0)	7.5%
09 金 融 広 告 業		2 (0)	4 (0)	-2 (0)	-50.0%
10 映 画・演 劇 業		1 (0)	1 (0)	0 (0)	-
11 通 信 業		11 (0)	6 (0)	5 (0)	83.3%
12 教 育 研 究		10 (0)	9 (0)	1 (0)	11.1%
13 保 健 衛 生 業		66 (0)	72 (0)	-6 (0)	-8.3%
14 接 客 娯 楽		51 (0)	35 (0)	16 (0)	45.7%
15 清 掃・と 畜		34 (0)	30 (1)	4 -(1)	13.3%
16 官 公 署		0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
17 そ の 他 の 事 業		15 (0)	24 (0)	-9 (0)	-37.5%
合 計		434 (2)	420 (3)	14 -(1)	3.3%

※各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側（ ）内は死亡災害件数（内数）

不明な点は川崎北労働基準監督署までお問い合わせください。

電話 044-382-3190

令和元年度（第55回）川崎市労働災害防止研究集会

10月31日(木)川崎市役所第4庁舎2階ホールで第55回川崎市労働災害防止研究集会が開催され、2部の事例発表会では、川崎北支部から東急テクノシステム株式会社CSR推進室係長の原氏が「我が社の安全管理体制」のテーマで発表されました。助言者の川崎北労働基準監督署の片倉安全衛生課長からは「問題点を洗い出して、災害報告手順を見直し、事故情報・安全情報・情報共有に分類・分析し展開され、改善の成果をあげている点が非常に良い事例であった」と講評がありました。



3部の川崎市労働災害防止功労者表彰では、株式会社日経東京製作センター川崎工場総合製作部副部長の長岡康雄様が表彰され、福田川崎市長より表彰状が授与されました。



神奈川労務安全衛生大会 労務安全衛生功労賞ならびに支部別安全競争優勝

11月7日(木)レンブラントホテル海老名において令和元年度神奈川労務安全衛生大会が開催されました。

厚木支部が運営担当となり、神奈川県内の事業場から409名の参加者を得て開催された本大会において、当支部から3名が労務・安全・衛生分野



の向上に貢献した方に贈られる「労務安全衛生功労賞」を受賞されました。心よりお祝い申し上げます。また、当支部は、平成30年度の安全成績・活動状況が最も優秀であった支部に贈られる「支部別安全競争優勝」の表彰を、代表して安全部会長である江島様が受けられました。



＜労務安全衛生功労賞 受賞者＞左から

あすか製薬株式会社川崎研究所 上原 尚徳 様
 富士通株式会社川崎工場 池田 晴恵 様
 味の素食品株式会社生産本部高津工場
 眞田 幸正 様（代理出席 石渡 健様）

労務・安全衛生特別セミナー

11月14日(木)ユニオンビルにおいて令和元年度「労務・安全衛生特別セミナー」が33名の出席のもと開催されました。

冒頭に主催者の川崎北労働基準行政関係団体協議会の西村会長、後援者の川崎北労働基準監督署の齊藤署長並びに川崎北公共職業安定所の福本所長、来賓の協会本部の中村事業部長がそれぞれ挨拶されました。

続く基調講演では神奈川労働局監督課の細貝課長が「最近の労働行政をめぐる諸問題」、さらに特別講演では神奈川産業保健総合支援センター

の高山氏が「『過労死：働き過ぎて死ぬという』～労働基準法違反事件から～」と、それぞれ題し、豊富な資料と具体的な事例を交えながら詳しく講演されました。



交通労働災害防止研修会

9月25日（水）㈱富士通ゼネラルにおいて「交通労働災害防止研修会」が19名の出席のもと開催されました。

初めに神奈川県高津警察署交通課交通総務係の小山氏より「交通事故の動向及び関連法令について」と題して高津署管内、神奈川県を中心とした事故発生状況とその後関連する様々な法令の説明がありました。

次にMS&ADインターリスク総研㈱アドバイザーの松本氏より「事故を自分のこととしてとらえる」をテーマにドライブレコーダーの映像をふんだんに使った講義がありました。事故を未然に回避する「危険予知」の実習では、事故発生前の映像を映し、その場面からどんな事故が起こりえるか受講者が予想を発表した後、事故発生の瞬間を映し出し「危険予知」

の重要性を強く感じてもらえる講義となりました。

事故発生後に降りかかってくる法令・義務の説明や事故に合わない為の心得等、実際に即した内容で、講習後のアンケートでも大変参考になったとの感想がありました。交通事故になる前に、事故に合わないよう予測運転することの重要性が再認識された講習会となりました。



粉じん作業特別教育

10月15日（金）川崎南支部との共催で「粉じん作業特別教育」を川崎教育文化会館において、52名の出席のもと開催されました。

本研修は、厚生労働省より平成30年度を初年度とする「第9次粉じん障害総合対策」の重点事項の取り組みの推進が要請されていることから、その一環として特定粉じん作業に係る労働者に対し「粉じん作業特別教育規定」に基づき3人の講師の方から講義をしていただきました。午前中は労働衛生コンサルタントの椎野氏による「粉じんに係る疾病及び健康管理」「粉じんの発散防止及び作業場の換気方法」の講義、午後はスリーエムジャパン㈱の伝田氏による「作業場の管理」「呼吸用保護具の使用法」について実際に保護具を使った装着方法の研修を行い、そ

の後「粉じんの害と防じんマスク」と題したビデオ上映、最後に労働安全コンサルタントの西本氏より「関係法令」について講義がありました。

講師の方々の実例を交えた講義に受講者も得心した表情で終了いたしました。本日の研修を参考にして粉じんによる被害を発生させない職場を作り上げることを祈っています。



2019年度 第一種衛生管理者国家試験受験のための直前講習会

10月10日（木）、11日（金）の2日間、てくのかわさきに於いて「第一種衛生管理者国家試験受験のための直前講習会」を開催しました。この講習会は川崎南支部との共催で、ミドリ安全株式会社の阿部氏を講師に迎え、80名の方が受講されました。

衛生管理者試験は出題範囲が非常に広く、独学ではなかなか合格しにくい試験ですが、講習会は過去問題を徹底的に分析し、理解しやすく覚えやすい内容となっていますので、自信をもって試験に臨むことができます。

この講習会は、来年以降も行っていく予定です。衛生管理者国家試験を受験する方は、是非、受講することをお勧めします。



リスクアセスメント講習会

11月12日（火）ユニオンビルにおいて「リスクアセスメント講習会」を開催し、11名の方々が10時より16時までの長時間の講習を最後まで熱心に受講されました。

今回は安全管理者選任時研修・RSTトレーナーの相馬氏を講師としてお招きいたしました。

午前中は「リスクアセスメントの実施について」

と題し、リスクアセスメントの基本と実施方法、午後はリスクアセスメントの具体例を挙げての講義と受講者が5～6名のグループに分かれ、実際に「危険予知シート」を使ってリスク評価を実施する講義となりました。参加された皆様も活発な意見を出し合いシートの完成を目指しました。

講義後のアンケートでは、他社の皆さんの意見が聞けて非常に参考になったとの感想もあり、職場においてリスクアセスメント実施にあたって本日の研修が役立つことを願っています。

「職場で抱える問題社員の事業場対策」講習会

11月29日（金）にユニオンビルにて「職場で抱える問題社員の事業場対策」講習会を実施しました。

本講習は、昨今セクハラ・パワハラに代表されるハラスメントが社会的に広く問題視されており、各企業において対応に苦慮されていること、2020年6月1日よりパワハラ対策を義務化した法律が施行されることに鑑み、労務管理を円滑に進めていくための一助になることを目的に実施されました。

講習会は2部構成で実施され、第1部では神奈川県労働局 雇用環境・均等部の小山氏より、職場におけるパワハラの現状・パワハラ対策の法制化・パワハラ予防対策等について講義を行って頂きました。第2部では弁護士法人シティ総合法律事務所代表弁護士の会田氏より、セクハラ・パワハラの訴えに対す

る事業者の対応について、裁判事例を交えながらの講義となりました。

受講者は、11社24名の人事労務管理を担当される方々で、質疑応答を含めて真剣な眼差しで受講されていました。ハラスメントが発生しないことに越したことはありませんが、万が一、事象が発生した際には、今回の講習内容が少しでもお役立てれば幸いです。今後も労務管理に焦点を当てた講習会を企画していきますので、ぜひ奮ってご参加願います。



謹賀新年

本年もよろしくお願い申し上げます。

日本電気株式会社

玉川事業場

地区責任者 野田 謙一

川崎市中原区下沼部一七五三
TEL〇四四―四三五―一〇一三

帝国通信工業株式会社

川崎市中原区荻宿四五―一
TEL〇四四―四二二―三二七一

聖マリアンナ医科大学病院

川崎市宮前区菅生二―二六―一
TEL〇四四―九七七―八一二一

株式会社アール・エヌ・ゴトー

代表取締役 後藤 龍彦

川崎市中原区新城町一六―一〇
TEL〇四四―七七七―五一五八

株式会社富士通ゼネラル

川崎市高津区末長三―三一―七
TEL〇四四―八六六―一一一一

富士通株式会社

川崎工場

川崎工場長 小山 晃生

川崎市中原区上小田中四―一一
TEL〇四四―七七七―一一一一

あすか製薬株式会社

川崎研究所

川崎研究所長 濱 寄 秀 久

川崎市高津区下作延五―三六―一
TEL〇四四―八三三―五一五一

サントリーマンズ株式会社

エキスパート株式会社

川崎市中原区今井上町一三―二
TEL〇四四―七三八―五一五一

株式会社光洲産業

代表取締役 光田 栄吉

川崎市高津区久地四―一〇―一一
TEL〇四四―八二二―〇七九五

東京応化工業株式会社

川崎市中原区中丸子一五〇
TEL〇四四―四三五―一三〇〇五

日吉電装株式会社

代表取締役社長 仁上 洋一郎

川崎市中原区宮内二―二五―二九
TEL〇四四―七六六―〇一八六

株式会社日経東京製作センター

川崎工場

工場長 桐生 好信

川崎市高津区久地三―一六―一二
TEL〇四四―八二〇―三〇一八

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会

川崎北支部

支 部 長 西 村 文 成

川崎市高津区二子五―二―五
第一井上ビル二階 C号室
TEL〇四四―八五〇―八六二一

味の素食品株式会社

高津工場

執行役員工場長 深 澤 方 浩

川崎市高津区下野毛二―二―一
TEL〇四四―八一―三二四三

信号器材株式会社

川崎市中原区市ノ坪一六〇
TEL〇四四―四一一―二一九三

三菱ふそうトラック・バス株式会社

川崎市中原区大倉町一〇
TEL〇四四―三三〇―七七〇〇

NECプラットフォームズ株式会社

川崎市高津区北見方二―六―一
TEL〇四四―八一―二二二一

行政書士・社労士しげない事務所

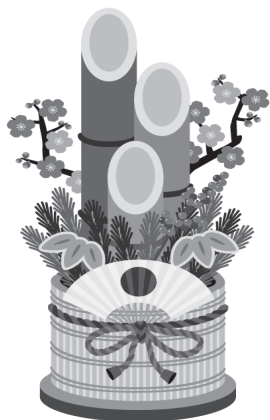
代 表 茂 内 優 憲

川崎市慶上小串二―三―五フイ秋山七―〇三
TEL〇七〇―五五六〇―三〇六〇

株式会社末長組

代表取締役 根 本 裕 之

川崎市高津区梶ヶ谷三―一三―三
TEL〇四四―八八八―二〇六八



迎春

事務局だより

〔支部行事案内〕

◎健康保持増進研修会（川崎南支部共催）

- ・開 催 令和2年2月7日（金）
13時30分～16時30分
- ・会 場 サンピアンかわさき（川崎市労働会館）
- ・内 容 風水害について対応（予定）
- ・募集人員 80名

◎新入社員安全衛生教育

- ・開 催 令和2年4月10日（金）
10時～16時30分
- ・会 場 川崎市総合福祉センター
（エポックなかはら）
- ・募集人員 50名

定時総会開催ならびに 労働基準行政運営方針説明会のご案内

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の「令和2年度定時総会」ならびに「労働基準行政運営方針説明会」が下記のとおり開催されます。会員事業場の皆様方におかれましては、万障お繰り合わせの上、多数ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

◎労働基準行政運営方針説明会

- ・開催日 令和2年4月22日（水）
13時30分～15時30分
- ・場 所 NEC玉川クラブ

◎令和2年度川崎北支部定時総会

- ・開催日 令和2年4月22日（水）
16時～17時
- ・場 所 NEC玉川クラブ

役員雑記帳

「悪友仲間のきずなほど、宿命的なものはない」（吉川英治「大岡越前」）

人生を振り返ってみると、これまでの私にとっての「悪友」のようなものといえば「走ること」であったように思われる。

そもそも運動が全般的に好きではなかった私が、中学校入学を機に何気なく始めた陸上競技の選手生活も、気づくと大学卒業まで十年を数えていた。

しかしその一方で、怪我から記録が伸び悩み、今度こそやめてやろう、と思ったことは一度や二度ではなかった。打ちのめされ、競技を続けることを選んだ過去の自分の選択に後悔しながらも、それでもなぜか私は走ることをやめられなかった。大学生生活も終わりに近づく頃には、なぜこんな苦しい思いをしながら続けているのだろうか、と自問自答しながら走っていた。その後、大学卒業を機にいよいよ競技者としての生活に終止符を打ったが、今でも無性に走り出したくなる気持ちは断ちがたい。

傍から見れば、まさに悪友に翻弄される人生に見えるであろう。

しかし、今や「走ること」は私の人生の一部にほかならず、確かに色々と辛いことは多かったも

のの、走り続けて良かったと今の私は自信をもって言える。まさしくこれは宿命的な出会いであったかのように思われる。

そして、現在私が就いている職業もまた、ある意味ではこれに類するものになるかもしれない。

そもそも私は学生時代に労働法どころか法律学にすら触れたことがなく、いざ転職を考えるまで労働基準監督官という職業を意識したことすらなかった。在学中から労働法の勉強に身を賭し、良き監督官としての理想を抱いて任官した同期たちに対して気後れを感じることもさえある。また、その職務は重責を伴ううえに、これまで経験のない分野に挑む道は決して平坦なものではなく、苦勞を伴うものに違いない。

おそらく、この先の長い職業人生においては辛いことが多く待ち受けているはずだし、思い悩んだ挙句、仕事を続けていく自信を失うこともあるだろう。そんなとき、私は過去の自分自身の選択を後悔さえるかもしれない。

しかし、それでも私はこの出会いに宿命的な何かがあることを信じて、前へ前へと走り続けていくだろう。

いつの日か、この仕事に就いて良かったと思える日が必ず来ることを信じて。

（川崎北労働基準監督署 阿部 弘規）